平成 28 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）　　（区分）　国補

事業名	復旧治山（通常）	事業箇所	韮崎市	円野町	下円井	地区名	戸沢川右支流（とざわがわうしりゅう）	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本計画箇所は、韮崎市円野町下円井地区を流れる一級河川戸沢川右支流上流に位置している。近年の集中豪雨による渓岸浸食や山腹崩壊の拡大により、渓流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

○土石流災害の防止
保全対象　人家15戸　県道1000m　市道500m　林道1300m
土砂整備率　（現況）26%＜70%　※
災害実績　有（H27年9月9日台風18号）　※
重要公共施設　有（第2次緊急輸送路 主要地方道韮崎南アルプス中央線）※
（避難場所　宝蔵寺境内）　※
（※　評価基準値）

□副次目標

－

□副次効果

○飲雑用水の安定供給（簡易水道・徳島堰）
○被災時の被害波及の防止（第2次緊急輸送道路　主要地方道　韮崎南アルプス中央線）

(2)整備内容と整備量

①整備内容	嵩上工1基　山腹工1.70ha
②整備期間	平成29年度～平成31年度
③総事業費	200百万円（国費　90百万円（1/2）　県費　110百万円（1/2））
④全体計画	平成29年度　嵩上工1基 山腹工A=(0.80)ha　70百万円 平成30年度　山腹工A=0.80ha　60百万円 平成31年度　山腹工A=0.90ha　70百万円
⑤既整備内容・期間・事業費	昭和50年度ー平成19年度 谷止工7基　283百万円 昭和62年度　床固工1基　30百万円 平成2年度ー平成19年度、山腹工A=2.23ha　212百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益（B）／費用（C）= 3.69 ＞1.0		
・便益（B）= 682 百万円　・費用（C）= 185 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元韮崎市より強い要望あり		

＜妥当性評価＞

・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：a　副次効果ランク：1　優先度評価：SI

(5)総合評価　○

・（3）及び（4）の結果から「最優先」に実施

【事業位置図等】

省　略